

生活支援 NPO 等福祉団体協議会要綱

(目的)

第1条 生活支援 NPO 等福祉団体協議会（以下「協議会」という）は、世田谷区民の高齢の方や心身に何らかの障害がある方及びその家族で、また子育て生活において日常生活に支障があつて困っている方々に対して、日常生活支援センターを中心にして公的福祉サービスの提供を支援し、団体の相互協力とともに情報交換を行ない、住民相互の支えあいと区民参加によって多様な生活支援サービスが実施及び創出され、区民がそれらを利用できる地域づくりに取り組むことで、世田谷区民の福祉向上を図ることを目的とする。

(生活支援の定義)

第2条 生活支援とは、高齢の方や心身に何らかの障害がある方及びその家族で、また子育て生活において、日常生活に支障があつて困っている方々に対して、地域において自立した生活が送れるよう、利用者との信頼関係に基づく支援を行うことをいう。

(日常生活支援センター)

第3条 日常生活支援センターは、世田谷区社会福祉協議会の施設内に設置される組織で、日常生活支援を行うとともに、ボランティア育成等の事業推進を、世田谷区内の多様な団体・主体と連携して担う組織である。

(福祉団体)

第4条 協議会は、第1条に定める目的に賛同し、協力、参加をする世田谷区内で生活支援等の福祉活動を行なっている NPO、ボランティア団体、民間事業者など多様な福祉団体（以下「福祉団体」という）、及び世田谷区社会福祉協議会を構成メンバーとする。

(構成員)

第5条 協議会は以下により構成する。

- (1) 幹事（主体的に運営に関わる団体、15 団体以内とする）
- (2) 会員（上記（1）以外の福祉団体）

(幹事等)

第6条 協議会に代表幹事1名、副代表幹事及び監査役若干名を置く。代表幹事、副代表幹事及び監査役は、幹事団体の代表者の中から全体会において選任する。

- 2 代表幹事は協議会を代表し、会務を統括する。
- 3 副代表幹事は代表幹事を補佐し、代表幹事に事故あるときはその職務を代行する。
- 4 監査役は協議会の会計及び事業を監査する。
- 5 幹事等の任期は2年とする。ただし1回を限度に再任を妨げない。
- 6 補欠によって就任した幹事等の任期は、前任者の残任期間とする。

(事業)

第7条 協議会の目的を達成するため、福祉団体及び世田谷区社会福祉協議会は連携し、以下の事業を実施する。

- (1) 日常生活支援センターを窓口とした生活支援の調整、支援
- (2) 生活支援における地域課題の把握に基づく新たな支援創出に係る事業
- (3) 生活支援の担い手発掘・育成に係る事業

- (4) 協議会で把握・実施する生活支援事業及び連携事業の周知・広報
- (5) 世田谷区地域包括ケアの推進
- (6) その他協議会ならびに日常生活支援センターの目的を達成するために必要な事業

(会議等)

第8条 協議会の円滑な運営、連携による生活支援の実施のために、全体会、幹事会を置く。

- 2 上記のほか、必要に応じて課題別会議や職種別会議を置くことができる。
- 3 地域のニーズや課題を把握し、連携による生活支援事業につなげるため、必要に応じて地域で活動する機関・団体の参画を得ることができる。

(全体会)

第9条 全体会は、協議会に参加する福祉団体による生活支援に関する情報交換、連携事業の検討を行う。

- 2 全体会は、年一回開催し、代表幹事がこれを召集する。また、必要に応じて代表幹事が招集することができる。
- 3 全体会に議長を置き、議長はその都度選任する。
- 4 幹事等の選任、会費、予算、決算、事業計画、事業報告及び要綱改正については全体会の議決を得なければならない。
- 5 全体会は会員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、あらかじめ書面をもって欠席の理由及び全体会に付議される事項についての意思を表示した会員は、出席とみなす。
- 6 全体会の議事は、出席した会員の過半数で決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 全体会は公開で開催する。

(幹事会)

第10条 幹事会構成員は、代表幹事、副代表幹事、監査役及び事務局とし、協議会の運営の方向性や連携事業等について検討し、全体会に提案する。

(事務局)

第11条 本協議会の事務局は、世田谷区社会福祉協議会（地域福祉課 日常生活支援センター）に置く。

(担当者の出向)

第12条 協議会は、日常生活支援センターとの効率的な連携を図るため、協議会推薦の担当者を日常生活支援センターに出向させることができる。

(予算等)

第13条 協議会の予算は、協議会参加団体の自主性に最大限配慮し、世田谷区社会福祉協議会がその予算の範囲内で措置を講ずる。

- 2 協議会の目的を達成するため、会員から会費を徴収することができる。
- 3 会費の額は、全体会において別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年6月26日から施行する。